

高山市告示第 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 4 日

高山市長 田 中 明

記

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
神楽臺組	事務所の 所在地	規約第 9 条に定める当番 主任の住所	規約第 9 条に定める代表 者の住所	令和 8 年 5 月 2 8 日